

社団法人情報通信設備協会のみなさまへ

ハッピーライフ積立年金プラン

拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除（税制適格型）〕

新規加入・掛金の増額のおすすめ

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

チェック欄

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 給付内容はニーズに合致していますか。
 ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

- ◆ 団体所属期間中の着実な積立により、安定した年金をお受取りになれます。
- ◆ お申込み手続きは簡単です。
- ◆ 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。
 （脱退一時金額は、積立期間によっては払込掛金の合計を下回ることがあります。詳しくは【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表をご参照ください。）

加入（増額）日：平成23年2月1日

加入日が責任開始日となります。

申込締切日：平成22年12月24日（金）

お申込みは年1回です。



お申込み手続き

新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ申込書を社団法人情報通信設備協会へご提出ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

新規加入のお申込みをされない方はご提出不要です。また、加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。

当パンフレットには社団法人情報通信設備協会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。

なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

【契約概要】 拠出型企業年金保険 [個人年金保険料控除 (税制適格型)]

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金での受取りにかえて、一時金でお受取りいただくこともできます。
- ご加入者が掛金払込期間中に死亡された場合、ご遺族が遺族一時金をお受取りになれます。
- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となります。(平成22年10月現在の税制に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

しくみ図

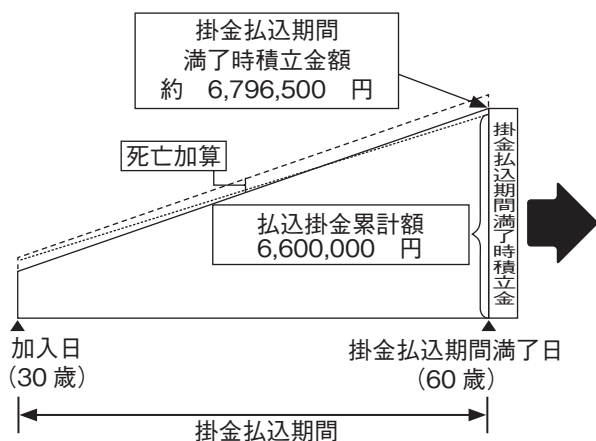
<ご加入例>

- ご加入年齢：30歳 (男性)
- 掛金：月払 10,000円
(1口1,000円で10口加入)
：半年払 50,000円
(1口10,000円で5口加入)
- 掛金払込期間満了年齢：60歳

給付内容 (詳しくは「掛金払込期間満了後の給付内容」をご覧ください)

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際にお受取りいただく金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来のお受取額をお約束するものではありません。



15年保証期間付終身年金

15年間、ご加入者に年金をお受取りいただけます。保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受取りいただけます。



この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が3年以上ある社団法人情報通信設備協会の会員事業所の役員・従業員および事務局職員の方。ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要です。

※掛金払込期間中に会員が社団法人情報通信設備協会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。(この場合、加入されているその会員(事業主)の役員・従業員および事務局職員も年齢によらず脱退となります。)また、ご加入者が加入資格を失われた場合にも年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

掛金

<月払>

1口あたり1,000円とし、最低3口以上最高200口まで加入できます。

<半年払>

1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。

<追加加入時一時払>

1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高1,000口まで加入できます。

<掛金払込期間満了時一時払>

1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高1,000口までとします。

- 掛金はご加入者負担です。
- 月払掛金は毎月12日(金融機関定休日の場合は翌営業日)に、所定の口座から振替えます。
- 半年払掛金は半年ごとに、所定の口座から振替えます。(第1回は2月14日)
- 追加加入時一時払・掛金払込期間満了時一時払掛金は、団体指定の口座にお振込みいただきます。
- 半年払・追加加入時一時払・掛金払込期間満了時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 月払掛金1,000円あたり5円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料となります。
- 掛金払込期間満了日:満70歳に達した日とします。
- 掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。

掛金払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金をご加入者にお受取りいただきます。

《15年保証期間付終身年金》

- ・保証期間中
15年間、ご加入者に年金をお受取りいただきます。ただし、ご加入者が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお受取りいただくか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお受取りいただきます。
- ・保証期間経過後
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受取りいただきます。
- ・保証期間中に一時金でのお受取りを希望された場合
保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお受取りいただきます。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
15年の保証期間経過後にご加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。(ただし、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)

- 年金の開始は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日となりますが、実際のお受取りは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお受取りいただくこととなります。
- 満60歳未満で加入された方は、加入期間が10年以上であれば満57歳から満70歳までの希望する時期(協会が認めた場合)から年金をお受取りいただくことができます。満60歳以上で加入された方は、掛金払込期間満了年齢(満70歳)到達時からのみ年金をお受取りいただくことができます。
- 年金での受取りにかえて一時金でお受取りいただくこともできます。

掛金払込期間中の給付内容

- 脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお受取りいただきます。
- 死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍、半年払掛金の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお受取りいただきます。
新規に加入される場合、死亡加算は2月1日から適用されます。

受取人

- 年金、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。
- 遺族一時金の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお受取りいただきます。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。
※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は社団法人情報通信設備協会が生命保険会社と締結した拋出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
- この拋出型企業年金保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成22年10月27日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社 日本生命保険相互会社(78.6%)(事務幹事会社)
大同生命保険株式会社(11.6%)
エイアイジー・スター生命保険株式会社(5.6%)
朝日生命保険相互会社(4.2%)

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口等」につきましては、8ページをご確認ください。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】 拋出型企業年金保険〔個人年金保険料控除(税制適格型)〕

この「注意喚起情報」は、ご加入または掛金の増額のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入または掛金の増額前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または掛金の増額のお申込みにあたってはクーリング・オフ（お申込みの撤回）の適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（掛金の増額）を承諾した場合、平成23年2月1日（加入日または増額日）から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の営業担当者・代理店等にはご加入または掛金の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1) 遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき
・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (2) 年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき
・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (3) この保険契約全体のご加入者の数が15名未満となったとき
・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4) 保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
・保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (5) ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者に詐欺の行為があったとき
・この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分が取消となることがあります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (6) ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に年金・一時金の請求に関する詐欺の行為（未遂を含みます。）等、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者・年金受給者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。

加入資格を失われた場合

- 掛金払込期間中に会員が社団法人情報通信設備協会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。（この場合、加入されているその会員（事業主）の役員・従業員および事務局職員も年齢によらず脱退となります。）また、ご加入者が加入資格を失われた場合にも年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

積立金額（脱退一時金額）等

- 積立金額（脱退一時金額）および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込掛金の合計を下回ることがあります。
- この保険契約の引受保険会社には、千代田生命が含まれております。千代田生命は、平成13年3月31日付更正計画認可に伴い平成12年10月13日を基準日とした契約条件変更を行い、エイアイジー・スター生命保険株式会社（以下、AIGスター生命）にて業務再開しております。なお、平成12年10月12日以前のご加入者が、退職以外の事由による脱退一時金等、または年金支払を開始した後年金での受取りにかえて一時金を受取る場合の一時金等をお支払いする場合、AIGスター生命の引受割合分について、平成23年3月末日までは支払額が減額されることになっております。（今回から保険料の増額をする部分についても同様に削減対象となります。）

しかし、今回から新規加入される方につきましては、受取事由による受取額削減は発生いたしません。

基礎率（予定利率・予定死亡率等）の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率（予定利率・予定死亡率等）を変更することがあります。

制度内容の変更

- 社団法人情報通信設備協会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

共同取扱契約

- この拋出型企業年金保険契約は複数の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、社団法人情報通信設備協会経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに社団法人情報通信設備協会のご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

「ご相談窓口等」につきましては、8ページをご確認ください。



制度の詳細とその他取扱い 拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除(税制適格型)〕

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

給付額試算表

月払 10口 10,000円、半年払 5口 50,000円加入の場合（性別：男性 掛金払込期間満了年齢：60歳）

掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※給付額は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

月払

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	年金受取プラン 15年保証期間付終身年金 基本年金月額 (約) (円)	
			(約)	(円)
1	120,000	112,200		400
2	240,000	225,000		900
3	360,000	338,600		1,300
4	480,000	452,800		1,800
5	600,000	567,700		2,200
6	720,000	683,400		2,700
7	840,000	799,700		3,200
8	960,000	916,800		3,600
9	1,080,000	1,034,600		4,100
10	1,200,000	1,153,200		4,600
11	1,320,000	1,272,500		5,100
12	1,440,000	1,392,500		5,500
13	1,560,000	1,513,300		6,000
14	1,680,000	1,634,900		6,500
15	1,800,000	1,757,200		7,000
16	1,920,000	1,880,300		7,500
17	2,040,000	2,004,300		8,000
18	2,160,000	2,129,200		8,500
19	2,280,000	2,255,100		9,000
20	2,400,000	2,381,900		9,500
21	2,520,000	2,509,700		10,000
22	2,640,000	2,638,400		10,500
23	2,760,000	2,768,200		11,100
24	2,880,000	2,899,000		11,600
25	3,000,000	3,030,800		12,100
30	3,600,000	3,705,700		14,800
35	4,200,000	4,408,100		17,600
40	4,800,000	5,139,500		20,600

制度の詳細とその他取扱い 拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除(税制適格型)〕

月払+半年払

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	年金受取プラン	
			15年保証期間付終身年金 基本年金月額 (約) (円)	
1	220,000	205,700	800	
2	440,000	412,700	1,600	
3	660,000	621,000	2,400	
4	880,000	830,400	3,300	
5	1,100,000	1,041,200	4,100	
6	1,320,000	1,253,300	5,000	
7	1,540,000	1,466,700	5,800	
8	1,760,000	1,681,400	6,700	
9	1,980,000	1,897,500	7,600	
10	2,200,000	2,114,900	8,400	
11	2,420,000	2,333,700	9,300	
12	2,640,000	2,553,900	10,200	
13	2,860,000	2,775,400	11,100	
14	3,080,000	2,998,400	12,000	
15	3,300,000	3,222,700	12,900	
16	3,520,000	3,448,500	13,800	
17	3,740,000	3,675,900	14,700	
18	3,960,000	3,905,000	15,600	
19	4,180,000	4,135,900	16,600	
20	4,400,000	4,368,400	17,500	
21	4,620,000	4,602,800	18,400	
22	4,840,000	4,838,900	19,400	
23	5,060,000	5,077,000	20,300	
24	5,280,000	5,316,900	21,300	
25	5,500,000	5,558,600	22,300	
30	6,600,000	6,796,500	27,200	
35	7,700,000	8,084,800	32,400	
40	8,800,000	9,426,300	37,800	

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものです。(既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。) また、実際にお受取りいただく金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来のお受取額をお約束するものではありません。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入者数が月払153口、半年払3口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(平成22年10月27日現在)および引受割合(平成22年10月27日現在)に基づき計算しております。
 - 平成22年2月1日現在のこの保険契約における資産規模を常に維持していることを前提とします。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の経済情勢等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 年度途中(平成23年2月1日～平成24年1月31日)で脱退された場合、その年の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金の合計を下回ることがあります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。

掛金の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、掛金を減額することができます。
掛金の減額のお申込みは募集期間中に限ります。
ただし、月払3口・半年払1口を最低残すものとします。

<別表>

- ①災害 ②疾病・障害（親族の疾病・障害および死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者が掛金の拠出に支障のある場合

税務上のお取扱い

〔保険料〕

- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。
- 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象とはなりません。一般の生命保険料控除の対象となります。

～例えば、年間お払込保険料が10万円の場合～

所得税について年間50,000円、住民税について年間35,000円が課税所得から控除されますので、実質負担額は軽減されます。（個人年金保険料控除、一般の生命保険料控除が重複して適用されることはありません。）

※当ハッピーライフ積立年金プラン以外に個人年金保険料控除または一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハッピーライフ積立年金プランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
制度運営費については、一般の生命保険料（個人年金保険料）控除の対象となりません。

〔年金・一時金〕

- 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税の課税対象となります。
課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - (基本年金年額 × 払込保険料累計額 ÷ 基本年金受取総額 (見込額))
- 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税の課税対象となります。
課税対象額 = (一時金額 - 払込保険料累計額 - 50万円) × 1/2
*同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。
- 遺族一時金・・・相続税の課税対象となります。
受取人が法定相続人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）は、「500万円 × 法定相続人数」の金額までが非課税となります。

平成22年10月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱いに関する社団法人情報通信設備協会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、社団法人情報通信設備協会（以下、協会といいます。）を保険契約者とし、協会所属（加盟）の事業所（以下、事業所といいます。）の所属員を加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、協会および事業所は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、協会がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。

協会および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金・一時金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、協会および事業所、他の共同引受会社等へその目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き協会・事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。



「申込書」記入要領

- 新規加入・増額・減額をされる方は、下記を参照のうえ、記入ください。
- ご記入にあたって、まずはお手元に、「黒ボールペン」「ご印鑑」をご用意ください。
- この記入要領を参考に、お手元の「申込書」に必要な事項をみれなくご記入・押印ください。
- 証券番号を右づめで「98860」、団体コードを「00001」、グループ区分を「01」とご記入ください。
- 事業所コードも右づめでご記入ください。

お申込みにあたって

■月払・・・1口1,000円 合計口数範囲3口以上200口まで 加入(変更)年月日 平成23年2月1日
 ■半年払・・・1口10,000円 合計口数範囲1口以上50口まで 加入(変更)年月日 平成23年2月1日

■新規加入・増額の場合

抛外型企業年金保険 加入申込書
 (幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

証券番号 98860 100100001

申込日 平成22年12月22日

グループ区分 01 事業所コード 1234 23 2 1 23 2 1

被保険者番号 12345 被保険者氏名(カタカナで記入ください) ジョウホウ メイ タロウ 性別 男性 年齢 45 生年月日 13 1

⑦ 申込内容表

性別	① 新規加入	② 増額
男性	10	10000
女性	5	50000

① この申込書を記入した日をご記入ください。
 ② 上記「お申込みにあたって」を参照し、月払および半年払の加入(変更)年月日をご記入ください。

項目	チェック項目	チェック欄
③	社員番号を右づめでご記入ください。	
④	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
⑤	性別・生年月日をご記入ください。	
⑥	必ず申込印を押印ください。	
⑦	【払方1(月払)】新規加入・増額する場合、該当する加入区分に○をつけ、口数・払込額を右づめでご記入ください。(増額の場合、今回増額する口数・払込額で、増額後の総口数・総払込額ではありません。) 【払方2(半年払)】新規加入・増額する場合、該当する加入区分に○をつけ、口数・払込額を右づめでご記入ください。(増額の場合、今回増額する口数・払込額で、増額後の総口数・総払込額ではありません。) 半年払のみの加入はできません。	
⑧	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

■減額の場合

抛外型企業年金保険 減額申込書
 (幹事会社) 日本生命保険相互会社 行

証券番号 98860 100100001

申込日 平成22年12月22日

被保険者番号 12345 被保険者氏名(カタカナで記入ください) ジョウホウ メイ タロウ 性別 男性 年齢 45 生年月日 13 1

⑬ 減額内容表

払方	減額年月日	減額口数(口)	減額分払込額(円)	減額後口数(口)	減額後払込額(円)
① 1 払方1(月払)	23 2 1	10	10000	30	30000
② 2 払方2(半年払)	23 2 1	5	50000	10	100000

⑮ 該当する番号を○で囲んでください。

項目	チェック項目	チェック欄
⑧	この申込書を記入した日をご記入ください。	
⑨	社員番号を右づめでご記入ください。	
⑩	氏名はすべてカタカナでご記入ください。	
⑪	生年月日をご記入ください。	
⑫	必ず申込印を押印ください。	
⑬	月払を減額する場合「①払方1(月払)」に○をつけてください。半年払を減額する場合「②払方2(半年払)」に○をつけてください。上記「お申込みにあたって」を参照し、減額年月日をご記入ください。今回減額する口数と減額分の払込額を右づめでご記入ください。	
⑭	減額後の口数と払込額を右づめでご記入ください。	
⑮	該当する番号を○で囲んでください。	

※当「申込書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。
 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> 社団法人情報通信設備協会 TEL 03-5640-6508 (代)
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924
 ※お問合せの際には、記号証券番号(970-98860)をお申し出ください。
 【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしていません。)]
- 社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 (「生命保険相談所」・「地方連絡所」の連絡先は <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。